

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度 ①. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

八郎潟町長職務代理者 殿 令和8年8月8日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒018-1692 八郎潟町字大道80番地					特別徴収義務者 指定番号	8888888											
		フリガナ	エイトエンタテインメント					担当者 連絡先	所属	給与係										
		氏名又は名称	株式会社8・エンタテインメント						氏名	ニャンパチ										
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3	6	3	5	←個人番号は 右詰で記載	電話	018-875-5807		

給与 所得者	フリガナ	ハチロウ タツコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	八郎 辰子																
	生年月日	昭和48年8月8日																
	個人番号	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8							8
	受給者番号	8																
	1月1日 現在の住所	八郎潟町字大道80番地																
	異動後の 住所	秋田県秋田市山王4丁目1番1号																
円												6月から	8月から	令和8年	2 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 職 長 不 定 期 散 他 1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
円												7月まで	5月まで	7月				
円												14,800円	74,000円	31日				
円																		
円																		
円																		
円																		

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先	特別徴収義務者 指定番号	88888888	新規	法人番号	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	新しい勤務先へは、月割額 7,400円を 8月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在地	〒010-0951 秋田県秋田市山王4丁目1番1号										担当者 連絡先	所属	総務課 人事班										
	フリガナ	アキタエンパワーメント										氏名	ニャンジロウ					受給者番号	888					
	氏名又は名称	一般社団法人秋田エンパワーメント										電話	018-875-5804					納付書の要否	2	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
	2. 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2.	年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため		

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

八郎瀉町長職務代理者 殿		所在地	〒018-1692 八郎瀉町字大道80番地				特別徴収義務者 指定番号	8888888										
令和9年3月8日提出		フリガナ	エイトエンタテインメント				担当者 連絡先	所属	給与係									
給与支払者 (特別徴収 義務者)		氏名又は名称	株式会社8・エンタテインメント					氏名	ニャンパチ									
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0		0	2	0	0	5	3	6	3	5	←個人番号は 右詰で記載	電話

給与 所得者	フリガナ	ハチロウ タロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
	氏名	八郎 太郎																			
	生年月日	昭和28年8月8日																			
	個人番号	8	6	8	6							8	6	8	6	8	6	8	6	8	6
	受給者番号	1										868,600	6月から	3月から	令和9年	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合併 7. その他	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収		
	1月1日 現在の住所	八郎瀉町字大道80番地										円	2月まで	5月まで	3月	職 働 欠 亡 期 散 他	3. 普通徴収 (本人納付)				
	異動後の 住所	同上										円	651,700 円	216,900 円	31日	事由 理由					

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新しい 勤務先	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号				担当 者 連 絡 先	所属				受給者番号	納付書の要否	右 か ら 番 号 を 記 入	1. 必要 2. 不要
	所在地	〒					氏名							
	フリガナ						電話							
	氏名又は名称													

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 3月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	2	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		216,900 円		
	右 か ら 番 号 を 記 入	2. 異動が 令和9 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					3 月 19 日				

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄	
理由		1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため									
	右 か ら 番 号 を 記 入	2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため									
	3. 死亡による退職であるため										

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度 1. 現年度 (2.) 新年度 3. 両年度

八郎瀉町長職務代理者 殿 令和9年5月22日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒018-1692 八郎瀉町字大道80番地					特別徴収義務者 指定番号	8888888									
		フリガナ	エイトエンタテインメント					担当者 連絡先	所属	給与係								
		氏名又は名称	株式会社8・エンタテインメント						氏名	ニャンパチ								
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3	6	3	5	←個人番号は 右詰で記載	電話	018-875-5807

給 与 所 得 者	フリガナ	ニャンクロウ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏 名	ニャンクロウ												
	生年月日	平成2年9月6日												
	個人番号	2	9	6	2	9	6	2	9	6	2	9	6	3 1. 退 職 ・ 長 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 額 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 職 働 欠 亡 期 間 中 右 側 の 記 入
	受給者番号	6					22,200 円	月 从 月 月 从 月	6 月 从 6 月 5 月 从 5 月	令 和 9 年 6 月 10 日	3 1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)			
	1月1日 現在の住所	八郎瀉町字大道80番地												
	異動後の 住 所	同上					円	0 円	22,200 円					

1. 特別徴収継続の場合												
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納付書の要否 _____ 右 側 の 記 入 1. 必要 2. 不要
	所在地	〒					担 当 者 連 絡 先	所 属				
	フリガナ							氏 名				
	氏名又は名称						電 話					

2. 一括徴収の場合												
理 由	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。			
	2. 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										

3. 普通徴収の場合												
理 由	1	1. 異動が 令和9 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町村記入欄
	2.	年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										
	3.	死亡による退職であるため										